



晩秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

重要情報

1. 前倒し検討の減税制度が明らかに

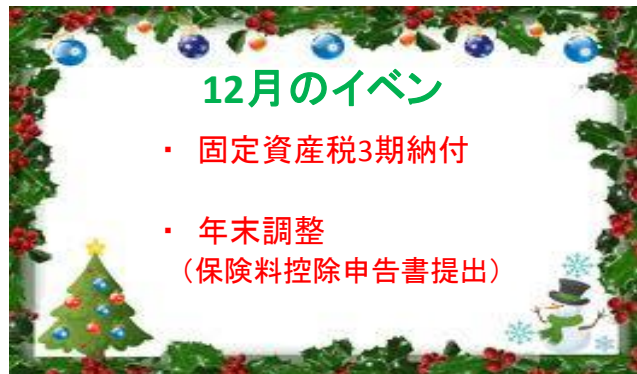
前倒しで検討されていた減税制度が明らかにされました。①生産性向上設備の税額控除等、②耐震改修税制、③少額資産償却の延長④所得拡大促進税制の緩和、⑤復興法人税の前倒し廃止の検討などです。

2. マイナンバー制度の動き

マイナンバー（個人番号制度）に関する政令がH25.10.17に一部公布されました。番号の監視・監督等を担う第三者機関「特定個人情報保護委員会」が設置される予定とのことです。

3. 上場株式投資の軽減税率廃止とクロス取引

上場株式等の個人課税10%の軽減がH25.12末で廃止されるため、含み益が生じている銘柄を、年内にクロス取引で益出しを検討する向きがあるようです。法人の場合は、売買目的有価証券以外のクロス取引は規制されています。



12月のイベント

- ・ 固定資産税3期納付
- ・ 年末調整
(保険料控除申告書提出)

税金マメ知識

H25.10.1から施行されている消費税転嫁対策法は取引上優位にある事業者が、納入業者や下請けに対して消費税の転嫁を拒否する行為を禁止するものです。公表されているQ&Aをかいつまんでみます。

対象者は？⇒個人や中小事業者と継続取引をする事業者。対象取引の範囲は？⇒商品納入等に限らず清掃等や什器備品納入など一切。
⇒禁止行為は⇒①買ったとき減額②取引強制③本体価格での交渉拒否④報復行為。規制はいつから？⇒H26.4以降の取引から。一方的な消費税端数切捨ては？⇒買ったとき減額に該当。相手先が免税事業者の場合は？⇒規制は取引相手が免税か課税かを問わない。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【ポリビア：コパカバーナ】バイト代をためて観光に来ていた都市部の高校生たちと日本の話をした。記念に5円玉をプレゼントしたら彼らは目を輝かせ、「いつか行くよ」と言った。夕方、宿の屋上で掃除夫の少年と話す。彼はフィデルと名乗った。「どんな綴り？」メモとペンを渡すと困ったように「文字、書けないんだ…」と言った。16歳のフィデルは学校に通っていない。コパカバーナから出たこともない。「フィデル。これ、面白いだろ、穴の開いたコインだよ」思い出したように5円玉を手渡すと、彼はきょとんとした表情をした。目の輝きはなかったが、ただ贈り物をうれしく思い、とてもきれいな笑顔を見せてくれた。

☆事務所からの連絡☆

年末調整の時期となりました。 保険料等控除証明、住宅ローン残高証明などの資料をご準備ください。また、給与・土業（弁護士、司法書士など）の支払があれば年末までの源泉税を集計してください。

晩酌のじかん

今年の11月は例年を超える忙しさです。ありがたいことですがちょっと疲れました。わたしはもう10年以上スキーに行っていません。この業界の宿命ですね。年末調整法定調書確定申告3月決算…、冬と言えば書入れ時です。まだまだ今年も冬は始まったばかり、族に助けられつつ頑張ります。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県

横浜市神奈川区片倉5-14-15

TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340

Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp